

5 騒音・振動・悪臭



1 騒音・振動・悪臭の現況と課題

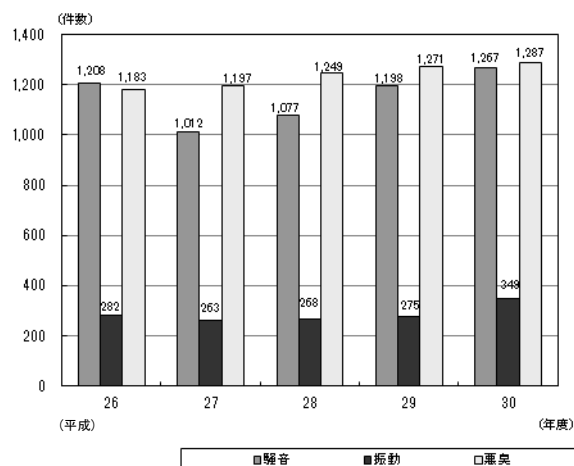
1 騒音

騒音は、直接生活にかかわる公害です。発生源には、工場・事業場や建設作業、店舗営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するもの、一般家庭の電気機器、楽器、ペットなど家庭生活から発生するものなどがあり、多種多様です。

平成30年度の苦情件数は、1,267件で、平成29年度(1,198件)に比べ69件増加しています。

県では、騒音の現況を把握するため、交通騒音や航空機騒音の測定調査を行っています。

▲図2-5-1 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



■ 交通騒音

交通騒音としては、自動車や新幹線の騒音が課題となっています。

自動車騒音については、道路沿道での騒音測定結果を基に面的評価*を行っています。平成30年度に評価した区間においては、評価戸数703,567戸のうち環境基準を達成したのは636,298戸(90.4%)でした。

新幹線騒音については、新型車両の導入等による低騒音化が図られていますが、環境基準の達成は依然として厳しい状況です。

▲表2-5-1 道路交通騒音の面的評価結果

年度	評価区間 延長(km)	評価 区間数	住宅等 戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
26年度	2,056.8	1,511	704,758	620,534	88.0	48,950	6.9	1,645	0.2	33,629	4.8
27年度	2,006.6	1,517	618,663	550,992	89.1	39,643	6.4	936	0.2	27,092	4.4
28年度	1,970.7	1,580	644,960	575,691	89.3	39,895	6.2	876	0.1	28,498	4.4
29年度	2,081.8	1,666	680,348	608,499	89.4	38,857	5.7	1,597	0.2	31,395	4.6
30年度	2,107.1	1,601	703,567	636,298	90.4	35,159	5.0	1,594	0.2	30,516	4.3

* 面的評価：道路沿道での騒音レベルを基に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法です。

▲表2-5-2 新幹線騒音測定調査結果

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
調査地点数	23	23	19	21	17
環境基準適合地点数	9	9	11	11	7
環境基準適合率	39.1%	39.1%	57.9%	52.4%	41.2%

■ 厚木基地航空機騒音

厚木基地を中心に航空機騒音が発生しています。昭和48年にアメリカ海軍の空母ミッドウェーが横須賀港を事実上の母港として以来、空母艦載機の飛行や訓練等に伴う激しい騒音が深刻な社会問題となってきましたが、平成30年3月に空母艦載機部隊の移駐が完了しました。しかし、ジェット戦闘機が厚木基地に飛来した際には苦情が多く寄せられるなど、騒音が発生していることから、今後も測定を行い、移駐後の状況を注視していきます。

▲表2-5-3 厚木基地周辺の航空機騒音測定調査結果

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
調査地点数	31	32	32	32	32
内基地東西1.5km以遠地点	5	5	5	5	5
環境基準適合地点数	10	14	14	30	30
内基地東西1.5km以遠地点	5	5	5	5	5
環境基準適合率	32.3%	43.8%	43.8%	93.8%	93.8%
内基地東西1.5km以遠地点	100%	100%	100%	100%	100%

▲表2-5-4 厚木基地周辺の苦情件数の推移

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
件数	6,406件	5,323件	4,414件	5,628件	4,718件	1,082件	916件

2 振動

振動は、騒音と並んで直接生活にかかわる公害です。発生源としては、工場・事業場や建設作業の事業活動から発生するもの、自動車、鉄道などの交通手段から発生するものなどがあります。騒音公害と同様、影響範囲が限られているという特徴があります。

平成30年度の苦情件数は349件で、平成29年度（275件）に比べ74件増加しています。

3 悪臭

悪臭の苦情は、従来は工場・事業場が主な原因でしたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」に対する苦情が増加しています。

平成30年度の苦情件数は1,287件で、平成29年度（1,271件）に比べ16件増加しています。

2 騒音・振動・悪臭問題に関する県の取組

1 騒音・振動対策

道路交通騒音対策

県では、道路交通騒音の対策にもなる排水性舗装の敷設等を進めています。

また、発生源対策として、騒音規制法により自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められ、昭和46年から順次規制が強化されています。

新幹線騒音対策

県では、新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の類型を当てはめる地域を指定し、告示しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業を行う東海旅客鉄道（株）に対して、騒音測定の調査結果を伝え、改善を求めています。

厚木基地航空機騒音対策

■ 航空機騒音被害等の解消への取組

厚木基地を拠点とする空母艦載機による夜間連続離着陸訓練（NLP）は、平成5年に硫黄島の暫定訓練施設が米側に提供されたため、そのほとんどが硫黄島で実施されるようになりましたが、平成29年9月には昼夜を問わず厚木基地で空母艦載機着陸訓練が実施されるなど、近年でも空母艦載機の飛行による騒音が問題となってきました。

こうした中で、平成18年5月には在日米軍再編協議において、空母艦載機移駐等が日米両国政府間で合意され、平成30年3月に空母艦載機部隊の移駐が完了しました。

空母艦載機の移駐による厚木基地周辺住民の皆様の負担軽減を確実なものとするため、県としては、今後も基地周辺市とともに、空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施や恒常的訓練施設の早急な確保を国に働きかけるなど、騒音問題の解決に取り組んでいきます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bz3/cnt/f417272/>

厚木基地 騒音

検索



■ 航空機騒音の実態把握

県と関係市では、厚木基地周辺の航空機騒音について、計33地点（環境基準の類型指定▼地域外1地点を含む）で測定を行っています。測定結果については、環境科学センターにおいて解析を行い、「航空機騒音測定調査結果報告書」としてまとめ、県や市の環境担当窓口、地元の公立図書館等に配布しています。

また、県では、環境基準の類型を当てはめる地域を指定し、告示することにより航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

2 悪臭対策

悪臭問題に対応するため、悪臭防止法に基づき、県では、従来はアンモニアなど 22 物質に限定した「特定悪臭物質規制▼」で対応してきましたが、近年では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。

そこで、県では「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制▼」を平成 15 年 11 月から採用し、悪臭問題に対応しています。

▲ 表2-5-5 県が定める臭気指数規制内容

(1)規制対象地域	神奈川県内の区域(市の区域を除く。※ ¹)のうち、都市計画区域(農業振興地域を除く。)
(2)規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
(3)規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	ア 敷地境界線上における規制基準(1号基準) (ア) 1種地域※ ² 臭気指数[10] (イ) 2種地域※ ³ 臭気指数[15]
	イ 気体排出口の規制基準(2号基準) 悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数 又は臭気排出強度
	ウ 排水水における規制基準(3号基準) (ア) 1種地域※ ² 臭気指数[26] (イ) 2種地域※ ³ 臭気指数[31]

※¹ 市では、悪臭防止法第4条の規定に基づき、独自に管轄市内の規制方法を定めています。

なお、令和元年4月現在、横浜市、川崎市を除くすべての市は臭気指数規制を基準として取り入れており、横浜市、川崎市は特定悪臭物質規制を取り入れてしています。

※² 1種地域:住居系地域(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域)

※³ 2種地域:商業系地域(近隣商業地域、商業地域)、工業系地域(工業地域、準工業地域及び工業専用地域)及びその他の地域

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/souon/index.html>

神奈川県 騒音・振動

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/akusyu/index.html>

神奈川県 悪臭問題の解決に向けて

検索

